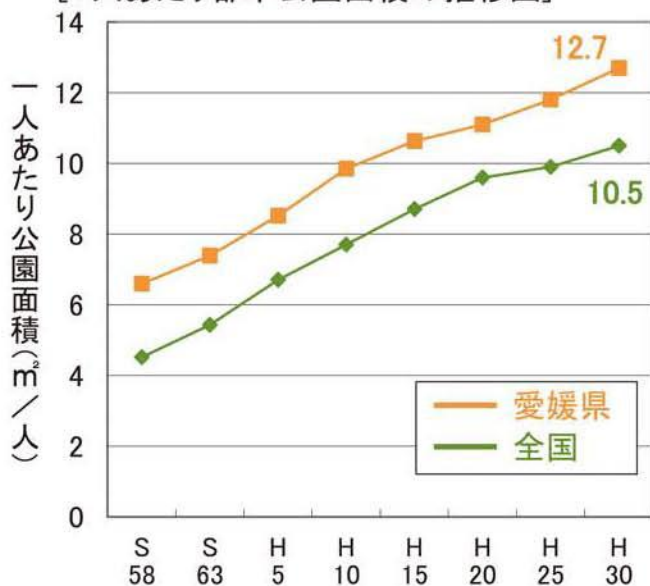


都市計画施設の整備3 都市公園事業

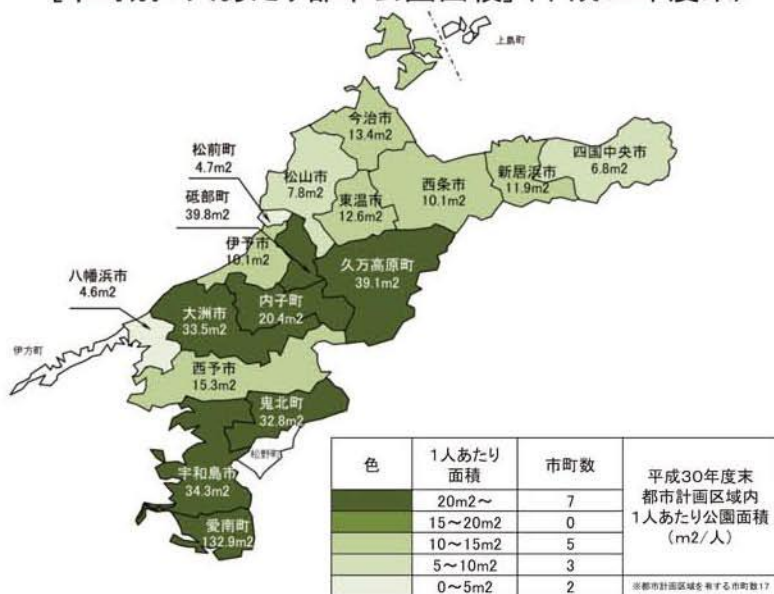
●都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体が設置する公園・緑地のことで、その中でも都市計画法による都市計画決定された都市公園を「都市計画公園」と呼びます。

[1人あたり都市公園面積の推移図]



[市町別1人あたり都市公園面積] (平成30年度末)



都市計画区域内1人あたりの都市公園面積は全国平均を上回っているが、県内都市部の市町は低い

●都市公園等事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな県民生活の実現を図るため、都市公園の整備に取り組んでいます。

- ・総合公園(テニスコート屋根)の整備 (事業主体:愛媛県)



愛媛県営総合運動公園
昭和55年5月開園。ニンジニアスタジアム(陸上競技場)、補助競技場、テニスコートなど、屋内・屋外の様々なスポーツに対応できる複合施設を有しています。2017年(平成29年)開催のえひめ国体・障がい者スポーツ大会の中核施設としても活用されました。



※機能向上及び利用者の利便性向上のため、2面に屋根を整備

●公園施設長寿命化対策支援事業

公園利用者の安全・安心の確保や公園施設に係るトータルコストの低減を図るため、公園施設長寿命化対策支援事業を活用し、適切な維持管理に取り組んでいます。

- ・道後公園(駐車場精算機)の更新 (事業主体:愛媛県)
- ・とべ動物園(外灯)の更新 (事業主体:愛媛県)

